

ID: 73

担当部署: 市民生活部 総合窓口課

処分の概要	保険料の減免		
例 規 名 根 拠 条 項	長門市国民健康保険条例 第27条第1項		
例 規 番 号	平成17年条例第94号		
【根拠条文】 (保険料の減免) 第27条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者のうち必要があると認められるものに対し保険料を減額し、又は免除することができる。 (1) 災害等により生活が著しく困難となった者又はこれに準ずると認められる者 (2) 貧困のため保険料を納付することが困難であると認められる者 (3) 次のいずれにも該当する者(資格取得日の属する月以後2年を経過する月までの間に限る。) ア 被保険者の資格を取得した日において、65歳以上である者 イ 被保険者の資格を取得した日の前日において、次のいずれかに該当する者(当該資格を取得した日において、高齢者医療確保法の規定による被保険者となった者に限る。)の被扶養者であった者 (ア) 健康保険法の規定による被保険者。ただし、同法第3条第2項の規定による日雇特例被保険者を除く。 (イ) 船員保険法の規定による被保険者 (ウ) 国家公務員共済組合法又は地方公務員等共済組合法に基づく共済組合の組合員 (エ) 私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号)の規定による私立学校教職員共済制度の加入者 (オ) 健康保険法第126条の規定により日雇特例被保険者手帳の交付を受け、その手帳に健康保険印紙をはり付けるべき余白がなくなるに至るまでの間にある者。ただし、同法第3条第2項ただし書の規定による承認を受けて同項の規定による日雇特例被保険者とならない期間内にある者及び同法第126条第3項の規定により当該日雇特例被保険者手帳を返納した者を除く。 (4) 前3号のほか特別の事情があると市長が認めるもの 2 前項の規定によって保険料の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。 (1) 氏名、住所及び個人番号 (2) 納期限及び保険料の額 (3) 減免を受けようとする理由 3 第1項の規定によって保険料の減免を受けた者は、その理由が消滅した場合においては、直ちにその旨を市長に申告しなければならない 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	15日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 27 年 5 月 7 日	最終変更年月日	令和 2 年 4 月 1 日